

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、水沢ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金^{*}を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して一般ガス供給約款および各種選択契約をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま

